

三島村立義務教育学校に在学の児童生徒の保護者の皆様へ

三島村就学援助事業についてのご案内

三島村では、文部科学省の方針に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、以下のとおり学用品費等を支給しています。

以下の認定要件に該当する方で就学援助を希望される方は、所定の申請書にご記入の上、前年の所得課税証明書と一緒に学校に提出してください。

【提出期限：7月1日】※ 所得課税証明書のお問い合わせは、総務課 税担当まで。

1 就学援助の認定の要件

- (1) 生活保護が停止又は廃止になった世帯の方
- (2) 村民税の非課税・減免又は固定資産税の減免を受けている方
- (3) 国民年金保険料の免除を受けている方
- (4) 国民健康保険税の減免又は徴収の猶予を受けている方
- (5) 児童扶養手当の支給を受けている方(児童手当ではありません)
- (6) 世帯更正資金による貸付を受けている方
- (7) 学級費・PTA会費等の納付金の減免が行われている方
- (8) 学校納付金の納付状況が悪い場合、また学用品、通学用品等に不自由している方で、保護者の生活状況が極めて悪いと認められる方

2 支給限度額・年額

区分	学年	新入学児童生徒学用品費	学用品費
前期課程	1年生	10,235円	11,420円
	2～6年生	—	11,420円
後期課程	7年生	11,775円	12,300円
	8～9年生	—	12,300円

3 支給時期及び支給方法(予定)

支払時期は年2回(1期:10月、2期:3月)に分け、支給します。

原則として口座振込。ただし、学級費等に未納がある場合は、学校長を通じて現金で支給します。

4 認定の審査と通知について

提出された申請書等により教育委員会で審査を行い、審査結果を文書で通知します。

(「就学援助の認定の要件」に該当した場合でも、認定されない場合があります。)

5 その他

給与所得以外の収入がある場合、確定申告または住民税申告を必ず済ませておいてください。

※ 詳しくは三島村役場教育委員会にお問い合わせください。